

未来の有年へ、ミライの自分へメッセージ!!



■今月の内容

- 02 ごみ減量・資源化促進月間
- 05 地産地消イベント
- 06 防災訓練の実施について
- 09 幼稚園・保育所利用申し込み
- 10 義士祭観覧席のご案内
- 18 法定外公共物管理条例施行
- 21 図書館新刊案内
- 22 情報コーナー
- 26 忠臣蔵の散歩道
- 27 ぐらしのカレンダー



10月はごみ減量・資源化促進月間です

みんなで築こう
地球環境にやさしいまち あこぎ

赤穂市では、毎年10月を「ごみ減量・資源化促進月間」として、ごみの排出抑制(Reduce)・リデュース、再使用(Reuse)・リユース、再資源化(Recycle)・リサイクルといった3Rの推進やごみ分別の徹底、ごみ出しルールやマナーの向上などの啓発を行っています。

問い合わせ先 美化センター ☎42・3841

ごみ処理量の推移

平成29年度におけるごみ処理量は17,139トンで、平成28年度に比べて287トン(1.6%)減少しました。(表1)

市が直接収集したごみ(家庭ごみ)は11,034トンで142トン(1.3%)減少しています。また、市民一人1日当たりの排出量は627gで1g(0.2%)減少しています。

ごみの減量・資源化を分別で!

分別され、ごみステーションに出したごみは、美化センターで破碎・選別・圧縮梱包等、処理した後で資源として売払っています。平成29年度の売払い額は、2,883万円でした。アルミ缶(プレスアルミ)556万円、スチール缶(プレス鉄)125万円、ペットボトル309万円、ダンボール167万円、使用済小型家電25万円、その他17品目を売払っています。

この収益は、みなさんのごみ分別が生み出したものです。家庭のごみ箱に入れる前に、ごみを手にとり見てください。リサイクルマーク△が付いていれば、資源です。

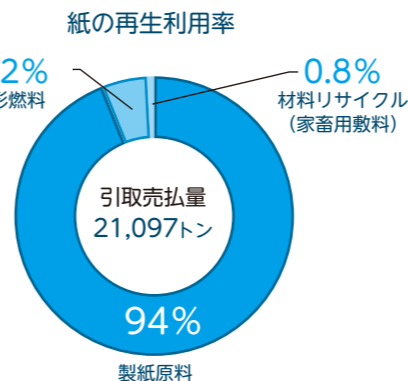
ごみの減量、資源化にむけて、より一層の分別をお願いします。

需要高まる「紙のリサイクル」

紙の再生利用率は高く、紙製容器包装においては、約94%が製紙原料となっています。残りの5.2%は固形燃料、0.8%は材料リサイクルとなり、ごみとなるものがほぼないと言われています。(容器包装リサイクル協会資料より)

赤穂市のダンボール・紙製容器包装等、紙のステーション回収量は、10年前に比べると約半分に減っています。

限りある資源を有効に使うためにも、我が家の紙分別を見直してみましよう。



紙の再生利用率

「生ごみリサイクル」 生ごみ処理機が人気!

『各家庭でできる比較的経費がかからない生ごみ堆肥化』

自家製肥料で、家庭菜園にチャレンジしてみましよう。

生ごみ堆肥化容器等購入助成制度がありますので、ご利用ください。

- ▽生ごみ堆肥化容器 1/2補助 3,000円上限(2個まで)
 - ▽生ごみ処理機 1/2補助 20,000円上限(1台まで)
- ※購入前に申請が必要です。美化センターにお問い合わせください。



平成29年度 ごみ処理量(表1) 単位:トン・%

区分	H28	H29	増減(H29-H28)	増減率
燃やすごみ	9,285	9,148	△137	△1.5
燃やさないごみ	427	424	△3	△0.7
粗大ごみ	582	611	29	5
缶・びん	360	339	△21	△5.8
ダンボール・紙パック	66	57	△9	△13.6
その他紙製容器包装	122	117	△5	△4.1
その他プラスチック製容器包装	245	247	2	0.8
ペットボトル	89	91	2	2.2
計	11,176	11,034	△142	△1.3
燃やすごみ	5,352	5,281	△71	△1.3
燃やさないごみ	141	134	△7	△5.0
粗大ごみ	192	192	0	0
缶・びん	119	107	△12	△10.1
ダンボール・紙パック	20	17	△3	△15.0
その他紙製容器包装	4	3	△1	△25.0
その他プラスチック製容器包装	7	7	0	0
ペットボトル	3	3	0	0
環境ごみ	412	361	△51	△12.4
計	6,250	6,105	△145	△2.3
合計	17,426	17,139	△287	△1.6

(表2)

区分	H28	H29	増減	増減率
新聞	693	638	△55	△7.9
雑誌	308	268	△40	△13.0
ダンボール	249	221	△28	△11.2
牛乳パック	15	14	△1	△6.7
布類	87	78	△9	△10.3
計	1,352	1,219	△133	△9.8

総排出量	18,778	18,358	△420	△2.2
------	--------	--------	------	------

赤穂市の人口(3月末)	48,788	48,177		
1人/日当たり排出量(g)	628	627	△1	△0.2

「使用済小型家電」へみどりの回収ボックスを「ご存じですか?」



家庭で使用されていた携帯電話やゲーム機、デジタルカメラなど、使えない・使わなくなった小型家電製品を回収ボックスにて回収しています。市役所や各地区公民館に設置していますので、直接投入してください。

ボックス投入口(50cm×15cm)に入る大きさのものが対象です。(ステーション収集ができないノートパソコンも投入できます!ただし投入された物は返却できません。個人情報等は必ず消去しましょう。)

※家電は、鉄・アルミ・銅貴金属・レアメタル(希少金属)などの貴重な資源を含み、「都市鉱山」ともいわれています。

赤穂市は、東京2020オリンピック・パラリンピックでのメダルを、小型家電に含まれている貴

金属から作る「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。ボックス投入された家電がメダルに生まれ変わります。

「ご存じですか?」

「家電リサイクル法」

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法により、美化センターで収集・処理ができないものになっています。

ごみステーションに出されても収集できません。

購入した販売店に引き取りを依頼してください。販売店等がわからない場合は、次の電気商業組合支部長店にご相談ください。

- ▽梅本電機設備株式会社 ☎48・8133
 - ▽ラクティ谷崎 ☎49・2034
- 「家電リサイクル法」…資源の有効利用を推進するための法律です。(平成13年4月1日施行)

資源ごみ集団回収も

積極的な活用を

平成29年度の資源ごみ集団回収量は1,219トンで、平成28年度に比べて133トン減少しています。(表2)

ダイレクトメールで頻繁に送られてくるカタログ・パンフレット、子どもが使ったノート・本・プリントも雑誌として回収できます。

透明な袋に入れないで、重ねて束ねて、地区の資源ごみ集団回収に出しましょう。

資源ごみ集団回収は、自治会や子ども会、PTAなど営利を目的としない団体により行われています。登録団体には、回収した資源ごみ1kg当たり4円の奨励金が交付され、団体の活動資金として有効に使われています。平成29年度は82団体に486万円を交付しました。地域ぐるみで行う効果的なごみ分別・リサイクルの方法として、ごみ減量・資源化とリサイクル意識の向上に大変役立っています。

地産地消 イベントガイド

☎産業観光課 ☎43・6840



日時 10月20日(土)(小雨決行)
午前11時～午後1時30分
会場 有年沖田遺跡公園周辺
内容 農産物・加工品の販売、もちまき、園児、児童、生徒による催し、抽選会など
主催 東有年自治会・東有年営農組合



日時 11月23日(金・祝)
午前10時30分～午後2時
会場 赤穂ふれあいの森
高雄山荘およびその周辺
内容 農産物と加工品の販売、アトラクション
主催 周世自治会



日時 12月2日(日)
午前10時～午後1時
会場 わかば園(旧大津保育所)および周辺ほ場
内容 だいこん抜きおよび販売、農産物と加工品の販売
主催 大津年輪の会

クラウドファンディングを活用した地域活性化プロジェクトを応援します！

☎企画広報課 ☎43・6867

市では、協働事業者の「FAAVO兵庫」とともに、クラウドファンディングを活用して資金を調達する地域活性化プロジェクトの支援を行っています。

クラウドファンディングとは

インターネットでプロジェクトに共感した人々から支援金を集める仕組み。PR効果も期待できます。

主な支援内容

クラウドファンディングのやり方や支援者へのPR方法等についての支援を行います。

支援対象事業

市の地域活性化に寄与する事業(申請のうえ、支援の決定を受けていただく必要があります。)

現在支援募集中のプロジェクト

苦節3年 僕の作った自慢のお餅です！

高野でお餅を作り始めて3年前川勇人さん。みかん農家や黒大豆農家とも一緒になって作っていきうちに、今では14種類にも増えています。今回、名前を一つに統一して贈り物にも使って頂ける「お餅の新ブランド」を作りたいと考えています。「赤穂のお餅を食べて欲しい！」との思いに応援のほどよろしくお願いします。

ファーボ兵庫 🔍 検索



「ごみ出し」原則
「ごみは、決められた日に 決められた場所へ 決められた物を出す」
これがごみ出し3原則です。あなたは、守れていますか？
決められた日
ごみ収集日程表で確認しましょう。
決められた場所
各自治会で決めています。
お住まいのごみステーションに出しましょう。
決められた物
ごみ収集日程表で確認しましょう。
※ごみ収集日程表は、毎年度変更します。広報あこう3月で配布しています。(市役所・公民館・美化センターにも置いてあります。)

「ごみ出し」原則
「ごみは、決められた日に 決められた場所へ 決められた物を出す」

「ごみステーション」の管理
地元の自治会が維持管理しています。地元自治会のルールに従うことが大切です。お住まいの地区でないステーションにごみを出すことは、不法投棄です。地区外からのごみ持ち込みで困りの自治会のための「自治会専用ステーションプレート」を作成していますので、美化センターにお問い合わせください。ごみステーションはきれいに使いましょう。

美化センターからのお願い
○ごみステーションへのごみ出しは収集日当日の朝8時までをお願いします。
○ごみ出しは決められた袋(透明・半透明)で出してください。
○カセット式ガスボンベやスプレー缶は「爆発危険」完全に使い切ってから、「缶・びん」の日に出してください。
◎ごみの持ち込みについて
美化センターへのごみの持ち込みは赤穂市で発生したごみに限ります。
持ち込むことができるのは、排出者本人および一般廃棄物収集運搬業者だけです。
事業活動に伴い発生する産業廃棄物は持ち込むことはできませんので、ご注意ください。

「ごみステーション」の管理
地元の自治会が維持管理しています。

ごみ減量・資源化促進月間

児童優秀作品等の展示について

ごみ減量・資源化に関する意識の向上を図るため、市内の小学生を対象に募集した啓発ポスターおよび啓発標語の優秀作品を次のとおり展示します。

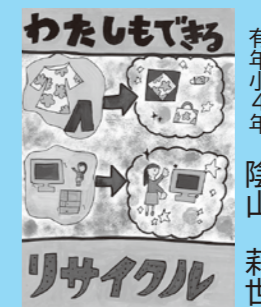
- ①▶日時=10月1日(月)～12日(金)正午まで
▶場所=市役所1階エントランスホール
- ②▶日時=10月13日(土)～31日(水)正午まで
▶場所=イオン赤穂店2階
- ③▶日時=11月15日(木)～16日(金)午後2時まで
▶場所=赤穂地区体育館

(消費者協会生活展にて展示)

標語の部 金賞 2点

「よく見て これはゴミかな しげんかな」
城西小4年 万代 貴文
「資源ごみ 分別すれば 宝の山」
御崎小6年 米谷 和晴

ポスターの部 金賞 5点



災害が起きてても、あわてないために。

◎危機管理担当 ☎43・6866

赤穂市防災総合訓練を11月18日に実施します

市民主体による地震避難・情報伝達訓練を実施します。

訓練日時

11月18日(日)午前9時～11時

訓練実施予定地区

有年地区

訓練想定

11月18日午前9時、南海トラフを震源とする大規模地震が発生、赤穂市では震度6弱を記録。

訓練目的

- 1 緊急情報の種類と対応
- 2 大規模地震時の安全確認
- 3 初期消火体験
- 4 炊き出し体験
- 5 避難所設営(防災備蓄品の確認)ほか



平成29年度防災総合訓練 初期消火体験

訓練参加機関

有年地区自治会、赤穂警察署、陸上自衛隊、赤穂防災士の会、(一社)兵庫県LPガス協会西播西支部赤穂地区会、赤穂市社会福祉協議会、(株)T&T J U A V A C ドローンエキスパートアカデミー兵庫校、赤穂市消防団、赤穂市消防本部、赤穂市



平成29年度防災総合訓練 応急トイレの組み立て

訓練実施に伴うお願い
地震・避難訓練開始の呼びかけに、有年地区では防災行政無線の使用を予定していますので、ご理解とご協力をお願いします。

津波一斉避難訓練が11月5日に実施されます

兵庫県では、11月5日(日)世界津波の日」の取り組みとして、平成30年度兵庫県南海トラフ地震津波一斉避難訓練を実施します。緊急速報メールの配信などの一斉広報により、平日の昼間における企業、学校等で津波からの避難訓練を行うこととしています。

実施日

11月5日(日)午前10時開始

赤穂市においても、緊急速報メール(エリアメール)が携帯電話に配信されます。この機会に地震の揺れから身を守る訓練として、3つの安全行動「まず低く! (DROPP)」「頭を守り! (COVER)」「動かない! (HOLD ON)」を行い、津波からの避難行動について確認してみましょう。



まず低く! 頭を守って! 動かない!

平成30年度全国統一防火標語

『忘れてない? サイフにスマホに火の確認』



平成30年 秋の火災予防運動

◎消防本部予防課予防係 ☎43・68802
上郡消防署庶務予防係 ☎52・51119

- この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さまに防火に対する意識を高めていただくことで、
- ①火災の発生を防止
 - ②高齢者等を中心とする死者の発生を減少
 - ③貴重な財産の損失を防ぐ
- ことを目的として全国的に実施します。

放火火災防止

全国で平成29年中の放火および放火の疑いによる出火(以下「放火火災」)件数は5,833件となっており、全火災件数39,373件のうち2割弱を占めています。

●放火火災に対する地域の対応力を向上しましょう
地域の皆さま一人一人が放火火災に対する注意を心がけ、地域と一体となって放火火災対策に取り組みましょう。

●効果的な放火火災被害の軽減に努めましょう
放火火災対策には、屋外に可燃物を放置しないことや、発見の遅れによる被害の拡大を防ぐために消火器具等や、センサー付き照明等の防火・防犯設備を設置することが効果的です。



点検しましょう!

住宅用火災警報器

○万が一のため、警報が鳴った時の正しい対処法を知っておきましょう!

○定期的な作動確認を実施しましょう!

○定期的にお手入れをしましょう!

【使用期限について】
種類によって違いはありますが、使用期限はおおむね10年です。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に本体ごと交換しましょう。

防災

— そのときに備えて —

02

地震からの身の守り方【自宅編】

いつ起こるか分からない地震。自宅にいるとき地震が起こった場合、あなたはどのような行動をとりますか?

自宅にいる時に地震が起こった場合、次の3つに注意しましょう。

- 1 **キッチン危険地帯 素早く安全な場所へ**
冷蔵庫が倒れてきたり、熱湯や高温の油が入っている鍋が飛んできたりするおそれがあるので、無理に火を止めに行かない。
- 2 **机や布団にくるまって身の安全を確保する**
窓ガラスが割れて飛んできたり、家具や家電が倒れたりすることがあるので、布団にくるまって揺れが収まるのを待つ。
- 3 **子どもと自分を守る姿勢をとる**
子どもを抱きかかえて丸くなります。子どもと離れている時は名前を呼ぶと子どもが動いて、かえって危険になる可能性も。

引用：東京都発行『東京くらし防災』

マナーモードにしている携帯電話が一斉に鳴ります
対象地域では、当日10:00過ぎに、避難を呼びかける緊急速報メール(エリアメール)が、携帯電話に届きます。[エリアメール]はNTTドコモの登録商標です。

<p>1 正確に知る まずは、身の安全を守りましょう。 DROPP! COVER! HOLD ON! 3つの安全行動 「まず低く! 頭を守り! 動かない!」 津波の発生が想定される場合、津波警報等の情報を待たずに自らできる限り迅速に高い場所への避難を開始しましょう。 津波は繰り返し襲ってくるので警報・注意報が解除されるまで気をゆるめず、家に戻らないようにしましょう。</p>	<p>2 実際に動く 避難誘導や防衛門扉の閉鎖にかかる実際の避難経路を確認しましょう。緊急速報メール、ひょうご防災ネット、防災無線、広報車等の伝達広報ツールを幅広く活用しましょう。</p>
<p>3 自らの安全を伝える 災害伝言ダイヤル等(災害伝言板、LINE、Twitterなど)を利用して避難後の家族等との安否確認方法をあらかじめ決め、訓練当日に実際に連絡を行きましょう。</p>	

エリアメールが届いたら、上記の行動指針に沿って訓練に参加しましょう!

幼稚園・保育所等の利用申し込みのお知らせ

教育委員会 こども育成課 ☎43・7065

- 幼稚園
 - 入園資格
 - ▽5歳児
 - 平成25年4月2日～
 - 平成26年4月1日生まれ
 - ▽4歳児
 - 平成26年4月2日～
 - 平成27年4月1日生まれ
 - ▽就園区域は、小学校区に準じます。
 - 願書等の配布・受付
 - 必要書類を各幼稚園で配布しています。
 - ▽受付日時 10月18日(木) 19日(金)
 - 午後2時20分～5時
 - ▽受付場所 各幼稚園
 - 詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

- 保育所
 - 幼稚園問い合わせ先

赤穂幼稚園	☎42・2615
城西幼稚園	☎42・0531
塩屋幼稚園	☎42・0213
赤穂西幼稚園	☎45・1006
尾崎幼稚園	☎42・5292
御崎幼稚園	☎45・1055
坂越幼稚園	☎48・8124
高雄幼稚園	☎48・7185
有年幼稚園	☎49・3537
原幼稚園	☎49・3538
 - 入所要件
 - 保育の必要性があると認定(※)された、小学校就学前までの児童。公立は生後6カ月から、あおぞら保育園は生後3カ月からの入所が可能です。
 - 申込用紙等の配布
 - 10月16日(火)から各保育所で配布します。
 - 申込受付
 - 各保育所において実施します。申込み時は児童同伴をお願いします。
 - 利用決定
 - 保育所の利用決定は、来年2月上旬を予定しています。

● 保育所入所申込み受付日程と問い合わせ先

日時	場所	問い合わせ先
11月26日(月)	午前9時～午後2時	あおぞら保育園 定員75人 ☎45・0739
11月27日(火)	午前9時～午後2時	赤穂保育所 定員90人 ☎42・3368
11月28日(水)	午前9時～正午	坂越保育所 定員45人 ☎48・8458
	午後1時30分～4時30分	有年保育所 定員45人 ☎49・2297
11月29日(木)	午前9時～午後2時	尾崎保育所 定員60人 ☎42・2297
11月30日(金)	午前9時～午後2時	塩屋保育所 定員60人 ☎42・0323
12月3日(月)	午前9時～午後2時	御崎保育所 定員45人 ☎42・3338

1号認定	2号認定	3号認定	対象	利用先
お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	お子さんが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当する保育所を希望される場合	お子さんが満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	幼稚園、保育所	認可外保育所、認定こども園

※保育の必要性の認定
 幼児の年齢や保育が必要な事由、保育の必要量によって、1～3号までの認定を受け、その区分によって利用できる施設が決まります。

インフルエンザ予防接種費用を助成します

保健センター ☎46・8701

● 高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関(表1)

※ワクチン等の都合により、接種できない場合があります。

赤穂市(事前に予約が必要)		相生市(事前に予約が必要)	
医療機関名	電話	医療機関名	電話
赤穂市民病院	43・3222	魚橋病院	28・1395
赤穂市民病院福浦診療所	43・0400	相生市民病院	22・7126
赤穂市民病院高雄診療所	48・0995	半田中央病院	22・0656
赤穂市民病院有年診療所	49・3703	IHI播磨病院	22・0380
赤穂中央病院	45・1111	尾崎内科クリニック	24・7070
赤穂はくほう会病院	45・1111	みどりクリニック	56・6330
イオン診療所	46・4666	きょう整形外科	22・7000
石川整形外科医院	45・1717	栗尾整形外科	23・6666
岩谷内科	45・2888	中林内科医院	23・5003
梶原外科	42・9934	はぎの内科クリニック	24・3333
きっかわ整形外科	43・1811	半田クリニック	22・0068
きむクリニック	45・7355	坂尾クリニック	22・8650
くぼかわ医院	42・2140	ノア整形外科クリニック	56・5700
黒田医院	43・5210	上郡町(予約不要)	
澤田医院	48・8149	医療機関名	電話
シオヤ外科胃腸科医院	43・4712	大岩診療所	52・5000
杉口整形外科	45・1451	岡田整形外科	52・5600
せの内科クリニック	56・5115	黒田内科クリニック	52・0235
たけもとクリニック	56・5012	河原クリニック	57・2167
田淵医院	43・4114	高嶺診療所	52・6369
てんわかかりつけ医院	43・7411	半田産婦人科医院	52・1000
中村内科医院	46・0012	三浦医院	52・0045
福田産婦人科麻酔科	43・5357	苔縄医院	52・5611
藤野内科クリニック	42・1077		
堀クリニック	43・6066		
正木医院	45・3555		
松本クリニック	42・0036		
三木内科	42・1771		
宮崎クリニック	43・4877		
山中クリニック	42・5556		
渡辺内科小児科医院	42・3884		

- 対象者
 - 赤穂市に住所を有する生後6カ月から小学校6年生までの人
 - 助成金額および回数
 - 1,000円を2回助成
 - 接種期間
 - 10月1日～平成31年1月31日

- 対象者
 - 赤穂市に住所を有する人で①または②に該当する人
 - ① 65歳以上の
 - ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人

- 接種期間
 - ※年齢は接種日の年齢です。
 - 10月1日～平成31年1月31日
- 接種方法
 - 医療機関が指定する日
 - ▽市内医療機関 予防接種実施医療機関へ電話予約のうえ、接種してください。
 - ▽相生市、上郡町内の医療機関で接種を希望される人 保健センターでの事前手続きは不要です。

- 自己負担金
 - 1,500円を医療機関窓口でお支払いください。生活保護受給者の人は、市役所社会福祉課いきがけ福祉係で受給者証明書書の交付を受け、医療機関へ提出すれば、接種費用が無料になります。
- 持参する物
 - 被保険者証(提示)
 - 対象者②に該当する人は身体障害者手帳(提示)
 - 生活保護受給者は受給者証明書(提出)

10月から「播磨姫路小児救急医療電話相談」が開始しました

夜間や休日の子どもの急病やけがでお悩みの時は、電話相談をご利用いただけます。看護師等専門のスタッフが症状への対処方法を助言します。

▽相談窓口 ☎079・292・4874

▽相談時間 月～土 20時～22時 日曜・祝日、8月15日、12月31日～1月3日は9時～18時、20時～24時

幼稚園、保育所、認定こども園の来年度入園、入所の申込みがまいります。教育・保育施設の利用に必要な支給認定申請と一緒に各施設で受け付けます。

をしますので、ご希望の保育所等に入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

認定こども園
 赤穂あけぼの幼稚園では、1歳6カ月からの保育が必要な児童、満3歳以上の教育を希望する児童の入園を募集します。保育が必要な児童は、保育所利用希望者と合わせて利用調整をします。詳しくは、こども育成課または赤穂あけぼの幼稚園にお問い合わせください。

義士祭

観覧席チケット販売のご案内

●観覧席

▽設置場所：いきつき広場(義士祭パレード終了地点手前)

▽販売予定数：262席

▽料金：1席1,000円(一人2席まで)

●配席

募集座席については下図のとおりで、階段席・イス席に分けて公開抽選会を行い当選落選および配席を決定します。階段席とイス席のどちらかが定数割れとなった場合は、もう一方の落選された人の中から再抽選を行い配席させていただきます。



複数人で申し込まれた場合でも隣り合わせにならないこともありまので、ご了承ください。

●配席時間

10時45分～

※10時40分までは無料開放時間とし、先着順に座ることが出来ます。

●申込方法

往復はがきに下記必要事項を記入し、郵送にてお申し込みください。イス席は、車イスの人もご利用できます。

※返信用はがきについては、表面に送付先を記入し、裏面は何も記載しないでください。

●申し込み締切日

10月26日(金)消印有効

●抽選日時・場所

11月7日(水)午前10時～

市役所6階大会議室

●結果

抽選会後、返信はがきにて、当選落選の結果および当選者には席位置をお知らせします。

※返信はがきをもって、チケット引換券とします。

●チケット

チケット引換えは、返信はがきと必要額を11月30日(金)までに産業観

光課窓口へ持参もしくは現金書留により行ってください。

※期日までにチケットの事前引換えがお済みでない人については、当選を無効とさせていただきます。

●応募・問い合わせ先

赤穂義士祭奉賛会事務局

(市産業観光課)

〒678-10292(住所不要)

☎43・6839

※詳細は、市ホームページにも記載しています。

申し込み用往復はがき記入例

〈返信の宛名面〉	〈返信の文面〉
678-0000 返信 赤穂市加里屋〇番地 赤穂太郎様	義士祭観覧席に応募します。 ①住所 〒678-0000 赤穂市加里屋〇番地 ②氏名 赤穂太郎 あこう たろう ③電話番号 0791-00-0000 ④希望席数 1席 ⑤希望位置 階段席

〈往信の宛名面〉	〈返信の文面〉
678-0292 往信 赤穂市加里屋81番地 赤穂義士祭奉賛会宛	何も書かないでください

お一人様最大2席までです。

階段席もしくはイス席と記入してください。

1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

※改正法の詳細は厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 「検索ワード：働き方改革」まで

※お問合せやご相談は兵庫労働局、県下労働基準監督署

ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/> まで

●「兵庫県働き方改革推進支援センター」のご案内

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用等、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が無料で相談に応じます。

【お問合わせ、ご相談】住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1サンパル7F

☎078・806・8425 メール：hk28@mb.langate.co.jp

【受付時間】午前9時～午後5時(日・祝日を除く)

※ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

※出張相談会・セミナーも開催していますのでご利用ください。

「さくら」の名所づくりに参加しませんか(企業等ボランティアの募集)

☎ 都市整備課 ☎43・6828/FAX43・6892

従来から市民や地域に親しまれ、愛されていた「桜の名所」を復活させ、快適な公園環境を創出するため、市木である「さくら」の植樹等を実施していただける市内企業等(ボランティア)を募集いたします。

●対象者 主旨に賛同いただける市内企業や各種団体等

●ボランティアの内容 「さくら」の植樹および管理(必要資材等含まず)

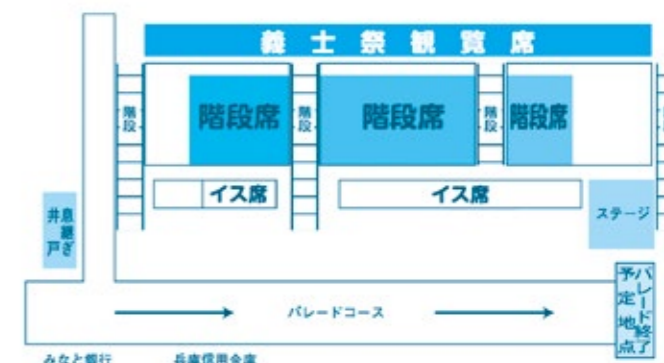
●募集時期 10月～平成31年3月

●植樹候補地 赤穂城南緑地運動公園内 ほか

●備考 植樹場所、時期、本数については、別途相談させていただきます。

また、赤穂市緑化推進事業(苗木支給)等の活用もご検討ください。

※主旨に賛同いただける場合は、都市整備課までお問い合わせください。



『障害者就労施設 企業向け見学ツアー参加者募集！』

☎ 障がい福祉係 ☎43・6833 Fax 45・3396

障がいのある人への理解と障害者雇用を促進するため、企業・事業者向け障害者就労施設見学ツアーを開催します。

参加を希望される企業・事業者は、障がい福祉係(赤穂市障がい者基幹相談支援センター)まで電話、FAXでお申し込みください。

●コース・日程

《Aコース》11月8日(木)

9:30 市役所出発⇒ワーキング西播磨作業所
⇒フロンティア⇒ワーキング西播磨
作業所赤穂手織工房⇒市役所到着
11:30 障害者就労施設との意見交換
拡大版ロビー販売
【参加事業所】
はくほう、げんぶ、みのり大地、ピア
サポート兵庫、赤穂精華園やまびこ寮、
ワーキング西播磨作業所

《Bコース》11月13日(火)

9:30 市役所出発⇒赤穂精華園やまびこ寮
⇒赤穂市立さくら園⇒赤穂精華園
ほのか工房⇒市役所到着
11:30 障害者就労施設との意見交換
拡大版ロビー販売
【参加事業所】
就労支援センターSORA、フロンティア
ア、わかば園、みのり大地、ピアサポ
ート兵庫、赤穂精華園やまびこ寮、ワ
ーキング西播磨作業所

- 参加費 無料
- 各コース定員 先着8名
- 申込必要事項 企業名、参加者(氏名・役職)、連絡先、希望コース(AまたはB)
- 参加申込期限 10月19日(金)

播州赤穂水の話 ⑮

赤穂市上下水道部

今回は、水道メーターの交換についてお話しします。

水道メーターの有効期間は、法により8年と定められているため、8年ごとの交換が必要です。水道メーターは、市が各戸に設置し水道使用者が管理していますが、交換時期が到来するものは市が取替えを実施します。また、交換対象の方には、事前に書面でお知らせもしています。取替え作業は、市が委託した赤穂市上下水道工事業協同組合が行いますが、その際には以下について皆様のご協力をお願いします。

- ①作業スペース確保のため、水道メーターボックス周りに車両や物を置かないでください。また、犬は出入口や水道メーターボックスから離れたところにつないでください。
- ②作業は10分程度で終わりますが、作業中は水が出なくなります。
- ③ご不在の場合でも取替え作業をさせていただきますので、ご了承ください。

なお、水道メーター取替え後に水の出が悪くなった場合は、赤穂市上下水道工事業協同組合または上下水道部総務課までご連絡ください。(上下水道部総務課 ☎43・1272) (S)

障害者就労施設『ロビー販売』好評実施中!!

☎ 障がい福祉係 ☎43・6833

障害者就労施設では、洋菓子などを製造し店舗やイベントなどで販売するなど、障がいのある人の就労支援を行っています。障がいのある人の自立促進と社会参加のため、障害者就労施設による「ロビー販売」を実施しています。

●実施日等

毎週水曜日 午前11時30分～午後1時30分

市役所1階 エントランスホールにて

※11/8(木),13(火)は企業向け見学ツアーにあわせて
拡大版ロビー販売を実施します!

●平成30年10月～平成31年3月の実施予定 ★11/13 拡大版ロビー販売に就労支援センターSORAも参加します!

日程	担当事業所	日程	担当事業所
10月	3日 はくほう	1月	2日 《お休み》
	10日 ピアサポート兵庫		9日 赤穂精華園やまびこ寮
	17日 赤穂精華園やまびこ寮		16日 赤穂精華園ほのか工房
	24日 赤穂精華園ほのか工房		23日 フロンティア
	31日 フロンティア		30日 みのり大地
11月	8日 木曜 ★拡大版ロビー販売	2月	6日 わかば園
	13日 火曜 ★拡大版ロビー販売		13日 ワーキング西播磨作業所
	21日 みのり大地		20日 げんぶ
	28日 わかば園		27日 はくほう
12月	5日 ワーキング西播磨作業所	3月	6日 ピアサポート兵庫
	12日 げんぶ		13日 赤穂精華園やまびこ寮
	19日 はくほう		20日 赤穂精華園ほのか工房
	26日 ピアサポート兵庫		27日 フロンティア

●参加事業所および取り扱い予定品目等

事業所名	拡大版参加日程	取り扱い予定品目	*当日変更となる場合があります
1 赤穂精華園やまびこ寮	11/8,13	花苗、野菜苗、寄せ植え、野菜、漬物	
2 赤穂精華園ほのか工房	—	菓子パン、ラスク、焼きドーナツ、豆腐、ワッフル	
3 フロンティア	11/13	赤穂手作りラスク Frontier、忠臣蔵どくだみパウダー、忠臣蔵どくだみパウダー霊芝入り、丸ごと霊芝茶、備前焼(マグカップ、玉奨備前、スプーン等小物)、七福神こはぜ(24K)お守り	
4 みのり大地	11/8,13	クッキー、かりんとう、ケーキ	
5 わかば園	11/13	さきいか、ファンシー小物、野菜、点字ポチ袋	
6 ワーキング西播磨作業所	11/8,13	さをり織、小物	
7 げんぶ	11/8	菓子パン	
8 はくほう	11/8	お弁当(30個程度)、シフォンケーキ(10個程度)	
9 ピアサポート兵庫	11/8,13	メダカ、アロマキャンドル、サシェ、ストーン、ハーバリウム、粘土キャンドルキット、ハンドクリームキット等	

秋といえば？！

文化の秋！運動の秋！芸術の秋！



①坂越小学校の5年生児童が「北前船こども交流拡大プロジェクト」のワークショップを実施し、坂越が北前船の寄港地になった理由などを学びました。(9/6 大避神社)



②市内の中学校では体育祭が実施されました。(9/16 有年中)



③播州赤穂アコースティックフェスティバル(9/16 赤穂城跡本丸門)

便利になりました



①市内の JR 全駅で IC カードの利用が可能になり、備前福河駅では記念イベントが開催され、陣たくんもお祝いにつけました。(9/15 備前福河駅)
②有年駅では駅北ロータリーの完成、ICカードの利用開始、そして今後の有年地区の発展を願い、有年駅北まちびらきまつりが開催されました。(9/23 有年駅)

活躍に期待



10月より2年間の予定で青年海外協力隊員(作業療法士)として、モンゴルに派遣されることが決定した奥田美咲さんが市長を表敬訪問し、モンゴルでの活動の抱負を語りました。(9/13 市長室)



8月に三重県で行われたインターハイ柔道男子個人66kg級で、相生産業高校3年竹内龍生さん(赤穂市在住)が第3位に入賞され、報告のため市長を表敬訪問しました。(9/3 市長室)

クラウドファンディング

市民や市内で活躍する人のクラウドファンディングを活用したプロジェクトをサポートする「赤穂市クラウドファンディング応援事業」をFAAVO 兵庫との連携により実施しています。(関連記事・P5)(9/10 市長応接室)

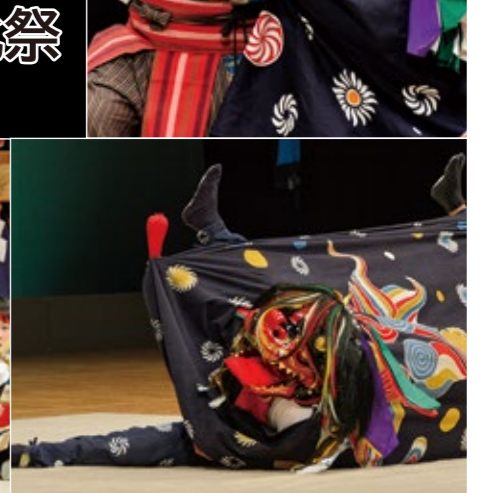


祝ご長寿！！

最高齢夫婦訪問・ふれあい敬老会



9月3日、市内最高齢夫婦の平尾静男さん、一枝さんを市長、議長、社協理事長、自治会連合会会長が訪問し、お祝いしました。また、各地区でふれあい敬老会が開催され、尾崎地区では尾崎小学校の恵比寿大黒舞クラブの子どもたちが、お祝いの舞を披露しました。
①市内最高齢夫婦の平尾静男さん、一枝さん
②尾崎地区敬老会(9/17 清水町集会所)



第2回 赤穂市伝統文化祭

9月24日ハーモニーホールで「第2回赤穂市伝統文化祭」が開催され、木生谷、新田西部、福浦本町東、砂子、木津、大津の6地区の獅子舞が披露されました。各地区の特色ある獅子舞、会場を所狭しと走る獅子舞に、大ホール満員の観客が湧きました。

Photo News

東西南北

フォトニュース

Photo News





国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

「平成31年度分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されます

日本年金機構より年金支給額が一定額以上の人を対象として送付されています。平成30年度の申告から変更がない人、扶養している親族がない人も必ず返送してください。提出することで所得税率が5.105%(提出されない場合は10.21%)になります。

ご不明な点がありましたら「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」までお問い合わせください。

「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」

☎0570・081・240 ☎03・6837・9932

姫路年金事務所 ☎079・224・6382

●「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。また本人だけではなく家族の国民年金保険料を納付された場合も対象となります。

平成30年1月1日から10月1日までに納付された人に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

●老齢基礎年金の繰り上げ請求をする前にデメリットについてご検討ください

老齢基礎年金は原則65歳で受給開始となりますが、希望すれば60歳から請求することが出来ます。これを繰り上げ請求と言います。繰り上げ請求すると以下のようなデメリットがありますので、ご理解の上、お手続きください。

①年金額は繰り上げた期間によって減額されます
ひと月繰り上げるごとに、0.5%の減額です。

繰り上げ・繰り下げ支給率 (%)

	年齢/月	0カ月	4カ月	8カ月	11カ月
繰り上げ支給	60歳	70	72	74	75.5
	61	76	78	80	81.5
	62	82	84	86	87.5
	63	88	90	92	93.5
	64	94	96	98	99.5
繰り下げ支給	65	100	100	100	100
	66	108.4	111.2	114	116.1
	67	116.8	119.6	122.4	124.5
	68	125.2	128	130.8	132.9
	69	133.6	136.4	139.2	141.3
	70	142(70歳以降142%は変わりません)			

②障害基礎年金の保障がなくなります

65歳までの間に障害等級1・2級に該当する障がいの状態になっても、障害基礎年金は受給できません。

③65歳未満の間は、遺族厚生年金と選択になります

遺族厚生年金を選択された場合、老齢基礎年金は65歳まで支給停止となり、停止解除後も減額されたままとなります。

④請求後に裁定の取り消しはできません

一生同じ割合で減額された年金を受けとることになります。

⑤寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金を繰り上げ請求すると寡婦年金は失権します

⑥任意加入はできません



介護保険相談室

介護保険料の賦課・徴収に関すること 税務課市民税係 ☎ 43・6803
介護保険制度全般に関すること 医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

10月から介護保険料の本徴収が始まります

年金から介護保険料があらかじめ天引きされている人は、年額を6回に分けて納めていただいています。納めていただく時期(納期)は、仮徴収期間においては4月・6月・8月の3回、本徴収期間においては10月・12月・2月の3回です。

介護保険料の年額は、本人や世帯員の住民税課税状況、本人の前年所得に応じて決定されます。しかしながら、当該年度の住民税課税状況等は前年中の所得が確定する6月頃でなければ把握できないため、仮徴収期間においては、その年度に納めていただく介護保険料を決めることができません。

そのため、年額保険料が決まる前の4月・6月・8月徴収分については、前年度の2月に徴収した金額と同程度の額を納めていただくことになっています。これが仮徴収です。

また、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、決定した年間保険料から4月・6月・8月の仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に分けて納めていただくことになります。これを本徴収といいます。

年金支給月	1年間の介護保険料					
	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

●本徴収について

- ・本徴収の額は、年額保険料との調整などが生じることから、仮徴収期間に納めていた額と大きく異なることがあります。
- ・仮徴収期間までは、普通徴収(納付書による納付)で納めていても、10月から特別徴収(年金から天引き)になることがあります。



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

窓口で支払う医療費の一部負担金の減免等について

災害や失業などの特別な事情により生活が一時的に苦しくなり、医療費の支払いが困難となった場合には、申請により最長6カ月間、医療機関等の窓口で支払う医療費の一部負担金(自己負担額)を減額、免除または徴収猶予する制度があります。

●対象となる人

一部負担金の支払義務を負う世帯主、または主として世帯の生計を維持する人が次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難であるとき。

- ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害等」という。)により、住宅および家財に重大な損害を受けたとき。
- ②災害等により死亡されたり、新たに障がいの認定を受けた、または資産に重大な損害を受けたこと

により収入が減少したとき。
③干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

④事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき。

⑤前記②～④に掲げる事由に類する事由があったとき。

申請に必要な書類は、国保医療係(市役所1階④番)の窓口でお渡ししますので被保険者証、印鑑をご持参の上ご相談ください。

また、市民税非課税世帯の世帯主に対しては、一部負担金の一部の助成を受けられる場合もありますので、詳しくは国保医療係までお問い合わせください。

市老連だより いきいき赤穂

No.43

有年地区老人クラブ連合会

有年地区「原長生会」の活動について

私たち原長生会は、有年東部農村多目的施設を拠点に活動しており、多目的広場をはじめ、公園や神社などの除草清掃作業を年2～3回行っています。会には色々なサークルがあり、特に人気のグラウンドゴルフでは、足腰の弱い方などにも参加の呼びかけを行い、その人に合った練習で体力作りに取り組んでいます。そのほかにも、ゲートボール、女性のパン作り(百合の会)、アートフラワー(バラの会)などがあり、それぞれの会員が練習や試合に参加し、また、おいしいパンや作品展出品のための作品制作に取り組みつつ交流を深めています。

4月には岡山方面への日帰り旅行、7月には公園などの清掃活動やバーベキュー大会に多くの会員が



参加し、会員同士の親睦を深め、楽しいひとときを過ごすことができました。

また、グラウンドゴルフ指導を通しての原小学校児童とのふれあい、七夕会では野菜のお供え作りを有年保育所・原幼稚園の園児と行うなど、地域の子どもたちとの交流も大切にしています。

原長生会 重松英二

法定外公共物管理条例が施行されました。

法定外公共物の保全と適正な利用を図るため、法定外公共物管理条例が10月1日から施行されました。

☎建設課 43・6830

法定外公共物とは

道路や河川などで、道路法や河川法などが適用されない公共物のことをいいます。代表的なものとして、「里道(赤線とも呼ばれる)・水路(青線とも呼ばれる)」があります。

法定外公共物を利用する場合は

市が管理する法定外公共物において、敷地・水面を占有したり掘削したりするときは、申請書を提出し、市の許可を受ける必要があります。

※占有等の許可を受けているときは、この条例によって許可を受けたものとみなします。

法定外公共物に関する禁止行為

法定外公共物は、ゴミを捨てたり、物件を放置したりしてはいけません。

原状回復などの義務

占有などの許可を受けた人でも、不正行為や違反行為などがあれば、自己負担で法定外公共物を原状に回復しなければなりません。

違法放置物件に対する措置

法定外公共物に放置された物件が、その構造や機能に支障を及ぼすおそれがあり、所有者等が不明なときは、市が除却したり、市が委任した者に除却させることがあります。

過料

次のような場合は、5万円以下の過料が科されます。

- 1 禁止行為に該当するとき
- 2 許可を受けずに占有などの行為を行ったとき
- 3 許可の取消しや移転、除去の命令を受けて、命令に従わなかったとき
- 4 原状回復などの義務を行わなかったとき

※詐欺や不正行為などで、占有料等の徴収を免れた者は、5倍の金額以下の過料が科されます。

薬と健康の週間

10月17日(水)

10月23日(火)

- お薬のこと、聞いて安心。正しく使って、健康に!
 - かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましよう。
 - 説明書を読み、薬は正しく使いましよう。
 - 用法・用量を守りましよう。
- 薬についての相談は、医師、歯科医師、薬剤師等専門家に!

みんなでつくろう 安心のまち

全国各地域安全運動実施中

- 運動の期間 10月11日(木) ~ 10月20日(土)

- 地域の皆さまができる地域安全活動の例
 - ・ 外出時の鍵掛け、声かけ運動
 - ・ 防犯灯の点検、整備活動
 - ・ 門灯(玄関灯)の点灯運動
 - ・ 防犯パトロール など
- 赤穂警察署 刑事生活安全課

43・0110

「インフルエンザ」です

朝晩涼しく過ごしやすくなりましたね。秋は食欲が増してくる季節ですが、妊娠中に注意が必要な食中毒菌や、食べ物について知っておいてほしいことをお話します。

● リステリア菌

妊娠中は、一般の人よりもリステリア菌に感染しやすくなり、赤ちゃんに影響が出る可能性があります。リステリア菌は、食品を介して感染する食中毒菌で、塩分にも強く、冷蔵庫でも増殖します。

● 妊娠中に避けたほうが良い食べ物について(リステリア食中毒の主な原因食品例)

- ・ ナチュラルチーズ(加熱殺菌していないもの)
- ・ 肉や魚のパテ
- ・ 生ハム
- ・ スモークサーモン

● 気をつけること

冷蔵庫を過信せず、食べる前に十分加熱しましょう。リステリア菌は冷蔵庫内でもゆっくりと増殖しますが、他の食中毒菌と同様に加熱することで予防できます。また、冷蔵庫に保存している食品は、期限内に使い切るよう心がけましよう。

妊娠中は、体調のことや食事など、気になることが多いと思います。お気軽にご相談ください。

● 問い合わせ先

赤穂市子育て世代包括支援センター える心あルーム(保健センター)

46・8701



イノシシ出没注意!!

☎農林水産係 43・6840

市内全域でイノシシが多数出没しています。特に最近では、住宅地付近でも目撃情報が寄せられています。

もし、イノシシに遭遇したら…

- イノシシを刺激しない。
- 近づいたり、エサを与えたりしない。
- 近づいてきたら、ゆっくりと後進しましょう。

イノシシを寄せ付けない環境づくりにご協力を。

- 餌付けをしない。
- 田畑の周りに野菜くずなどを放置しない。
- 田畑の周りに防護柵を設置する。



※防護柵の設置に市の補助金を活用いただける場合があります。詳しくはお問い合わせください

便利なコンビニ交付サービスを知っていますか

☎市民課 戸籍係 43・6819

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書が取得できます。証明書が必要になった時、出先や最寄りのコンビニで取得できますので、ぜひご利用ください。

※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。カードをお持ちでない人はまず申請を!カードの申請から受取りまで約1カ月かかりますので、お早めに手続きをお願いします。

コンビニ交付サービス停止のお知らせ

10月13日(土)、26日(金)は終日、機器メンテナンスにより、各種証明書のコンビニ交付サービスは利用できません。

よし。カードを作ろう!



市民課 網干

新刊紹介



「からっぽマヨネーズ」
ねじめ 正一
からっぽマヨネーズを持って外に飛び出したこうくん。お水を入れて、びゅーびゅー打ち合っているとびゅーびゅーが止まらなくなって…。



「ヨッチちゃんのよわむし」
那須 正幹
友だちと一緒にどんぐりを拾いに行くことになったヨッチちゃん。「くまやおぼけが出るかもしれないよ」と言われて怖くなって…。



「部屋で楽しむ小さな苔の森」
石河 英作
小さな苔を室内で簡単に育てる「苔テラリウム」。育てやすいおすすめの種類と、工夫すれば育てられる種類をポイントにふれながら紹介。



「下町ロケット3 ゴースト」
池井戸 潤
帝国重工の業績悪化、主要取引先からの非情な通告、番頭・殿村に訪れた危機…。窮地に陥った佃製作所で社長が下した意外な決断とは。

図書館からのお知らせ

●雑誌・図書リサイクルのお知らせ

日時：11月3日(土)・4日(日)
午前10時～午後6時

場所：図書館ギャラリー ※なくなり次第終了。

●歴史と文学の講座(3回)

テーマ：『古代・中世日本の歴史と文学』

渡来人の源流を探る』

第1回：11月10日(土)

「景教と古代ユダヤ教 - 日本への伝播の可能性」
同志社大学神学部准教授 勝又 悦子 氏

第2回：12月15日(土)

「桓武天皇と渡来人」
京都女子大学文学部名誉教授 瀧浪 貞子 氏

第3回：1月19日(土)

「秦河勝神話にみる千種川流域と信仰」
兵庫大学・共通教育機構教授 金子 哲 氏

※各回とも午後1時30分～3時

定員：50人(要申込・先着順)

※詳しくは図書館までお問い合わせください。

●問い合わせ先：図書館 43・0275

注)回覧広報あこう9月号掲載の日程から変更になっていますので、ご注意下さい。

図書館 ~ Library ~
http://www.ako-city-lib.com

「手だけで本性がわかる」YUTAKA
「これならわかるイギリスの歴史Q&A」
「宇宙兄弟」完璧なリーダーは、もういらない。長尾 彰
「選べなかつた命」河合 香織
「なぜあの人のシャツはパリッとしているのか」読売新聞生活部
「誰も教えてくれない田舎暮らしの教科書」清泉 亮
「阿佐ヶ谷姉妹のほほんふたり暮らし」阿佐ヶ谷姉妹
「星の王子さま百科図鑑」クリストフ キリアン
「一億円のさようなら」白石 一文
「むすびつき」畠中 恵
「おすわりどろどろ」しもかわら ゆみ
「まいごのたまご」アレックス ラティマー
「本が好きになる」さやま しょうこ
「5億年後に意外な結末」菅原 そうた
「ハッピー魔女と不思議な魔法」あんびる やすこ

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.40

環境課 43・6821

～産業廃棄物Q&A⑧～

第40回も「産業廃棄物Q&A」についてご紹介します。

Q. 工場の敷地内で除草作業を行いました。刈草は産業廃棄物になりますか？

A. 産業廃棄物ではなく、事業系の一般廃棄物となります。

事業系の一般廃棄物を処理するためには、直接美化センターに持ち込むか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する必要があります。

また、造園業者に剪定を依頼した場合で、建設工事に伴うものと判断されるときには、産業廃棄物の「木くず」となりますのでご注意ください。

(出典：第一法規㈱「これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理」)

会員募集

赤穂市シルバー人材センターでは、赤穂市内にお住まいの男性 60歳・女性 58歳以上で、働く意欲のある健康な人を募集しています。ライフスタイルにあった仕事がしたい、特技や技能を活かしたい、幾分か収入を得ながら、仕事を通じて生きがいを見つきたい人。

あなたもシルバー人材センターで活躍してみませんか！

シルバー人材センターとは

高齢者の生きがいづくりや余暇の充実を図るため、家庭・企業・公共団体等から高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員の希望や能力に応じて提供する公益法人です。

入会するには

入会説明会(月2回開催)に参加してください。原則、毎月第2月曜日・第4水曜日(休日の場合は翌日)午後1:30～センター2階会議室にて開催しています。

●10月、11月の入会説明会
10月24日(水)・11月12日(月)・11月28日(水)

働き方

ライフスタイルにあった仕事や空いた時間を有効に活用するなど、さまざまな働き方(請負・委任・派遣)ができます。

事業主・一般家庭のみなさま

専門業者に頼むほどではないが、仕事を手軽に頼めるところはないかな…

シルバー人材センターでは
こんな仕事を
お引き受けしています。

臨時的・短期的な仕事だから人を雇うほどではないが、安心して頼めるところはないかな…

一般作業

・草抜き・草刈り・伐採・軽作業
・不用品の処分
・屋内清掃、屋外軽作業 など
※草抜き、草刈り、伐採は時期によりしばらくお待ちいただくことがあります。

サービス分野

・室内掃除
・窓ガラス、網戸などの掃除
・納戸などの片づけ手伝い

管理分野

・施設管理
・空家管理
・駐車(駐輪)場管理 など

技能作業

・自動車運転
・剪定、大工・左官
・襖・障子・網戸張替 など
※剪定は時期によりお受け出来ない場合があります。

折衝外交分野

・配達
・販売・店番 など

事務分野

・受付事務
・毛筆筆耕
(宛名書き・賞状書き)など

まずは、電話でご相談ください。(☎43-7200)

シルバー人材センター
「ゆるキャラ」



(公社)赤穂市シルバー人材センター

高齢者の豊かな知識と経験・技術を活かした真心サービス

赤穂市加里屋822-2
(赤穂市立民俗資料館西隣)

☎43・7200 FAX 43・4687

http://www.ako-sjc.jp/

お知らせ
赤穂市民病院 第7回
健康サポーター教室開催

●テーマ あなたのプチ健康！今でしょ！脱メタボ！(どなたでも参加ください)
●日時 11月18日(日)
午前10時～正午
※赤穂しあわせフェスティバルにて開催します。

●参加費 無料(予約不要)
●市民病院 地域医療室
☎43・8458

募集
家庭用品交換会

●日時 11月16日(金)
午前10時～午後2時
●場所 赤穂地区体育館
(市民会館南側)
※買ひ物袋・スリッパを必ずご持参ください。

家庭用品交換会の
出品物受付

●日時 11月13日(火)午前9時30分～午後3時
●場所 市民会館第4会議室(または直接、地区役員へ)

●出品物 日用雑貨・食器類・衣料品(一人10点まで)・食品(期限切れでないもの)
※いずれも新品限定
※合成洗剤・ぬいぐるみ(マスコット含む)は受付不可
●その他 売上金は事務費を差し引き返金します。(会員90%、会員外80%)
●売れ残った場合は福祉団体等へ寄付させていただきます。
●消費者協会事務局(市民対話課内)
☎43・6818

お知らせ
明るい選挙啓発
ポスター展

選挙管理委員会では、例年市内の小・中学生の皆さまに、明るい選挙を呼びかける

時(正午)には市役所1階市民対話課相談室で行政相談を行っていますのでご利用ください。
●市民対話課
☎43・6818

10月の行政相談および
巡回相談日程

日程	時間	場所	行政相談委員
10月16日(火)巡回	午前10時～正午	高雄公民館	古森雄三さん
10月16日(火)巡回		塩屋公民館	笹岡 進さん
10月23日(火)定例		市民対話課 相談室	古森雄三さん 笹岡 進さん

ける印象的なポスターを募集しています。今年も、夏休み期間を利用して募集しましたところ、多くの作品が集まりました。

●日程 小学生の部
11月1日(木)午後7日(水)
中学生の部
11月8日(木)午後14日(水)午前中

●場所 市役所1階エントランスホール
子どもたちならではの、自由な発想で表現された作品を、この機会にぜひご鑑賞ください。
●選挙管理委員会
☎43・6846

お知らせ
自賠責保険・
自賠責共済のご案内

「自賠責、切れていませんか？」
交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるもの

●特別職の報酬等に対する意見募集
市では、現在、特別職報酬等審議会を開催し、特別職(市長、副市長、教育長、議員等)の報酬等の改定について審議しています。

●特別職報酬等改定素案の公表方法
市のホームページに掲載
市内各公民館(9カ所)で閲覧
総務部人事課(市役所4階)で閲覧

●募集期間
10月10日(水)～11月9日(金)
●提出方法
改定素案に対するご意見を住所、氏名、電話番号を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。(書式は自由、11月9日(金)必着)


●提出先
人事課へ持参(平日の午前8時30分～午後5時15分)、郵送、FAX、電子メール
●提出できる人
市内在住、在勤、在学の人
●市内に事務所や事業所等がある法人、団体等
●結果の公表
提出いただいたご意見の概要と検討結果については、市のホームページ等で公表いたします。

の、平成29年の事故発生件数は約47万件、死傷者数は約58万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

●自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務付けられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。
一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

「自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！」
自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車

自転車にカギをかけましょう!



鍵かけ防犯マスコット「キー坊」赤穂警察署

メール: jinji@city.ako.lg.jp
FAX 43・6892
☎43・6863
総務部人事課
〒678-0292(住所不要)

弁護士がアドバイスします
山崎喜代志法律事務所
交通事故・離婚・相続問題
刑事事件・その他
まずはお気軽にお電話ください
TEL.079-223-1772
土日祝日、早朝及び赤穂市内での相談も可能です。(要予約)
ホームページもご覧ください。

住宅用火災警報器・
消火器の使用期限は製造年から
10年が取替の目安です
悪徳業者による消火器の処分・点検にはご注意ください!!
不要消火器の処分費 1,000円～
(株)播州商会
赤穂市上飯屋南4-21 ☎42・4032 FAX42・4000

あなたの資産運用のパートナー
こんにちは
このまちの証券会社です
金融商品取引業者番号:近畿財務局長(金商)第1号
加入協会:日本証券業協会
相生証券 ☎0791・42-0456
http://www.aiori-sec.com/

万代総合事務所
～お気軽にご相談下さい～
司法書士 行政書士 土地家屋調査士
●登記 ●測量 ●境界紛争 ●成年後見
●許認可 ●登録 ●訴訟 ●他
破産、調停、民事再生等借金の法的整理
及び貸付金等法的請求、境界紛争裁判外解決
(0791)42-5786 赤穂市尾崎3129-3

遺品買取・生前整理・片づけ
年中無休 受付9時～19時 秘密厳守 明朗会計
「暮之助に頼んでよかった」をあなたにお約束します
●仏壇処分・ゴミ屋敷・特殊清掃・解体・その他
「もう手に負えない…」⇒今すぐお電話!
☎0120-281-902
遺品整理士認定協会/有資格者が在籍 くららのすけ 住所:赤穂市高野536-16
遺品整理・生前整理のことなら **暮之助** ☎:0791-46-8320

ハーモニーインフォメーション

HARMONY INFORMATION

木津川計の一人語り劇場 「語る落語」 好評発売中
桂米朝十八番から「質屋蔵」鹿政談「天狗裁き」を語ります。
11月17日(土) 14:00開演 小ホール 全席自由
入場料:前売1,500円(友の会1,200円)、当日2,000円(友の会割引なし) ※未就学児童の入場はご遠慮ください。

おもしろミュージックスクールVol.24 好評発売中
赤穂義士祭「オペラ歌手夢の紅白歌合戦」
12月9日(日) 14:00開演 小ホール 全席自由
曲目:歌劇「忠臣蔵」より 大石内蔵助のARIA「命を惜しむ者に用はない」ほか
入場料:一般1,000円、高校生以下500円 ※友の会2割引
※4歳未満のご入場はご遠慮ください。

赤穂市文化会館 **ハーモニーホール** ☎43・5111
チケット予約専用 ☎43・5144 FAX 43・5950
ホームページアドレス <http://www.ako-harmony.jp/>
Facebookウェブアドレス <https://www.facebook.com/akoharmony>
自主事業のお知らせはFacebookで配信!!
主催(公財)赤穂市文化とみどり財団

お知らせ 成年後見支援センターのご案内

近畿税理士会では、税理士としての知識や経験を活かして、成年後見制度の利用を必要とする人やそのご家族・支援者の方からの相談に応じるため、成年後見支援センターを開設いたします(秘密厳守・無料)。予約は不要。

●相談日 毎週水曜日(祝日および夏期、年末年始等を除く)午前10時～正午/午後1時～午後4時
●会場 近畿税理士会館

(大阪府中央区)
●電話相談専用ダイヤル ☎06・6809・3680
●面談相談予約専用ダイヤル ☎06・6941・2922
●問い合わせ先 近畿税理士会 ☎06・6941・6886
●詳細は近畿税理士会のHPをご覧ください
<http://www.kinzei.or.jp/>

相談会開催日程

日程	時間	場所
10月18日(木)	午後2時～4時	兵庫県和田山庁舎 302会議室
10月22日(月)		兵庫県民会館 902会議室
10月30日(火)		姫路市市民会館 第1教室

次のいずれかに該当すると思われる人は、この機会にご相談ください(予約不要)。
①旧軍人で、実際に軍人として在職期間が3年以上の人またはその遺族

お知らせ 平成30年度軍人恩給等援護制度相談会

県では、旧軍人や遺族に対する恩給等の失権を防止するため、旧軍人やその遺族を対象に恩給、援護年金、特別給付金等援護福祉制度の個別相談会を開催します。

ヘルプマークを見かけたら・・・

・電車などで、席をお譲りください!
・商業施設などで、声をかけるなどのご配慮を!
・災害時は、避難の手助けを!

②県生活支援課恩給援護班 ☎078・362・3501

お知らせ 臨時開館・休館のお知らせ

●美術工芸館(田淵記念館)臨時開館
10月23日(火)
臨時休館
10月18日(木)、19日(金)、12月19日(水)
●問い合わせ先 美術工芸館(田淵記念館) ☎42・0520

●軍人としての期間中に公務または勤務関連などにより傷病を受け、現在もこれらの傷病による後遺症のある人
③実在職年がはつきりしないが軍人としての期間のある人またはその遺族
④戦没者の遺族
なお、今回の相談会は制度の変更に伴うものではないため、現在受給中の人について再度の申請手続きを求めるものではありません。

廃棄物・ごみに関するお悩みは、是非当社にご相談ください

粗大ごみ引取にお伺いします 店舗定期収集しています

産業廃棄物収集運搬処分 一般廃棄物収集運搬処分 資源リサイクル業 総合土木工事業

株式会社 **横山サポートテック** YST21
詳しくはホームページをご覧ください <http://www.yst21.co.jp>
〒678-0232 兵庫県赤穂市中広1370番地1 **TEL.0791-43-5328(代)**

コース	開催日	内容
E 「動画作成・活用講座」	10月23日(火)～26日(金)	動画データの作成ソフトの使用方法、インターネットからの素材の取り込み、DVDへの記録および表面の印刷、DVDケースカバーデザインなど
F 「エクセル・パワーポイント活用講座」	10月30日(火)～11月2日(金)	エクセルの基礎操作確認、エクセルの便利な機能を知る、パワーポイントでのデータ作成・編集、その他ビジネスで使えるパソコン活用法など(注)パワーポイント2007以降が入ったパソコンが必要です。
G 「スマートフォン・タブレット活用講座(SNS編)」	11月13日(火)～16日(金)	スマホ・タブレットについて、インスタグラムの使い方、ツイッターの使い方、インターネットのモラルなど(注)この講座は、スマートフォン又はタブレットを持参できる人に限ります
H 「オリジナルグッズ作成講座」	11月20日(火)～23日(金)	画像の取り込みと加工・活用方法、画像ソフトの活用方法、画像を使ってバッジ・ストラップ等を作る、ワードでチラシ作りなど
I 「スマートフォン・タブレット活用講座(アプリ活用編)」	11月27日(火)～30日(金)	外出先で使えるアプリの紹介、年賀状アプリの追加、はがきの印刷など(注)この講座は、スマートフォン又はタブレットを持参できる人に限ります
J 「ハガキソフト活用講座」	12月4日(火)～7日(金)	住所録の作成方法と表面の編集、裏面のデザイン作成、往復はがきの作成、インターネットを利用した素材ダウンロードなど

●講座時間 E、G～Jコース、午後1時30分～午後4時 Fコース、午後6時30分～午後9時
●参加料 各コース、1,500円(教材費は別途必要)
●使用パソコン 使用するパソコンは、Office2007以降(持ち込み可)
●受付場所 中央公民館事務所(☎43・7450)
●受付時間 休館日(月曜日)以外の午前9時～午後5時まで

お知らせ 都市計画決定(変更)

西播都市計画用途地域の變更および西播都市計画道路の變更が9月5日に告示されました。

●都市計画の變更箇所
・西播都市計画用途地域の變更(播州赤穂駅東地区の一部)
・西播都市計画道路の變更(赤穂海浜大橋西詰～南野中三差路までの区間)路線名
3.2.21新田坂越線、3.4.15赤穂大橋線、3.5.22浜田野中線、この決定(変更)に関する都市計画の図書は、都市整備課で縦覧することができ、ます。

●都市整備課 ☎43・6828

お知らせ 届出が必要な面積

●都市計画区域以外の区域
5,000㎡以上
●都市計画区域以外の区域
10,000㎡以上

●問い合わせ・ご相談 都市整備課 ☎43・6828

10月

10 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●2歳児歯科健診(H28年3月生) 13:30~14:30 保セ ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 市
11 木	●献血(赤穂市消防本部) 9:15~11:30 ●生活習慣病健診(要予約) 8:30~ 総合福祉会館 ●子育てカウンセリング 13:30~16:00 子育て学習センター
12 金	●栄養相談(前日までに要予約) 9:30~11:30 健康 ●子育て応援隊さろん 13:00~15:00 保セ
13 土	●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 会 10:00~12:00 市民対話課 43・6818
14 日	当番医 田淵医院 43・4114 9:00~17:00 ●生活習慣病健診(要予約) 8:30~ 赤穂すこやかセンター
15 月	
16 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●女性問題専門相談(要予約) 13:00~16:00 会 ●市民対話課 43・6818 ●HIV・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~14:40 健康
17 水	●心配ごと相談(弁護士・要予約) 13:00~17:00 福 ●1歳6か月児健診(H29年3月生) 13:30~14:30 保セ
18 木	
19 金	
20 土	●司法書士による法律相談 9:30~12:00 会 ●市民対話課 43・6818
21 日	当番医 くぼかわ医院 42・2140 9:00~17:00
22 月	
23 火	●行政相談(相談委員) 10:00~12:00 市 ●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●もの忘れ健康相談(要予約) 13:00~15:00 ●地域包括支援センター 42・1201
24 水	●ベビーレッスン 13:00~13:30 保セ ●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●こころの相談(要予約) 13:00~17:00 福 ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 市 市
25 木	●年金出張相談(要予約) 10:30~15:30 ●姫路年金事務所 079・224・6382(1番)
26 金	
27 土	
28 日	当番医 石川整形外科医院 45・1717 9:00~17:00
29 月	
30 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所
31 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 福

人口の動き(8月) 住民基本台帳登録者人口

世帯数	20,415	戸	(± 0)
人口	47,960	人	(- 62)
男	23,181	人	(- 25)
女	24,779	人	(- 37)

◎8月中の異動 ()内は前月比

出生	30人(+ 2)	転出	112人(+ 42)
死亡	47人(+ 8)	その他増	4人(+ 3)
転入	67人(+ 9)	その他減	4人(+ 4)

交通事故発生状況

区分	8月	平成30年累計
発生件数	134(+ 5)	839(- 90)
人身	22(- 5)	105(- 62)
物損	112(+ 10)	734(- 28)
死者	0(- 1)	0(- 2)
重傷	2(- 1)	3(- 17)
軽傷	29(- 7)	135(- 64)

()内は前年比

火災・救急状況

区分	8月	平成30年累計
火災	2(- 3)	13(- 2)
救急	190(- 4)	1409(+ 82)

()内は前年比

火災発生時での問い合わせは 43・6899 まで

11月

1 木	
2 金	●健康相談 9:00~11:00 保セ
3 土	当番医 黒田医院 43・5210 9:00~17:00
4 日	当番医 福田産婦人科麻酔科 43・5357 9:00~17:00
5 月	●こころのケア相談(要予約) 14:00~15:00 健康
6 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所 ●HIV・肝炎相談(前日までに要予約) 13:20~14:40 健康
7 水	●農地相談 10:00~11:30 農業委員会 ●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●こころの相談(要予約) 13:00~17:00 福 ●3歳児健診(H27年5月生) 13:30~14:30 保セ
8 木	●子育てカウンセリング 13:30~16:00 子育て学習センター
9 金	●栄養相談(前日までに要予約) 9:30~11:30 健康 ●子育て応援隊さろん 13:00~15:00 保セ
10 土	●行政書士・司法書士・土地家屋調査士無料相談 会 10:00~12:00 市民対話課 43・6818
11 日	当番医 渡辺内科小児科医院 42・3884 9:00~17:00
12 月	●人権相談 10:00~12:00 市
13 火	●保育所子育て電話相談 10:00~16:00 各保育所
14 水	●心配ごと相談 13:00~17:00 福 ●2歳児歯科健診(H28年4月生) 13:30~14:30 保セ ●法律相談(要予約) 13:30~16:30 市

問い合わせ先

市 市役所代表) 43・3201	保セ 保健センター(保健センター内) 46・8701
福 総合福祉会館 42・1397	地セ 地域活動支援センター 48・1615
会 市民会館 43・7450	健康 赤穂健康福祉事務所 43・2321
保育所子育て赤穂 42・3368	塩屋 42・0323
電話相談 御崎 42・3338	坂越 48・8458
有年 49・2297	子育て相談(子育て学習センター) 45・3290
青少年育成相談 青少年育成センター(随時) 43・7831	フリーダイヤル 0120・783・115
消費生活センター(市民対話課内)(随時) 43・7067(相談専用)	女性問題電話相談 女性交流センター(火~金 13:00~16:00祝日除く) 43・7800
市民生活無料法律相談 市民対話課 予約 43・6818	心配ごと相談 社会福祉協議会 予約 42・1397
犬・ねこの引取り問い合わせ 動物愛護センター龍野支所 0791・63・5146	



まちのうごき

コラム 忠臣蔵の散歩道 22

大の酒好き 神崎与五郎

浪人、藩主森家の断絶などもあってか赤穂藩に仕官し、5両3人扶持の横目で召し抱えられました。元禄6(1693)年(1697)ごろのことといわれています。与五郎は雅号を竹平といい、浅野家中では大高源五(号子葉)・萱野三平(号清泉)らと並んで俳諧を能くしました。

元禄14年4月の赤穂城明け渡しの後、那波村(現相生市)に居を移し、農業に精を出しながら時節到来を待つ日々を送りました。

江戸に下ってから、美作屋善兵衛と称して麻布に店を出し、後に本所の前原伊助の店に同居し、小豆屋善兵衛と名を変えて吉良邸の様子を見張りました。討入りは表門組、お預け先は岡崎藩水野家でした。行年は38。

与五郎が那波村にあったころ、元禄14年の秋には那波の十景を句に詠んだり、翌15年春には当時の生活ぶりや心境を次のように書きつづっています。

農夫の生活に入り少しばかり心にゆとりが出てきたが、贈られた酒を楽しむ心は変わらず、農夫の1人2

また、与五郎は手紙の中でもたびたび酒のことに触れています。元禄15年10月16日に三木孫左衛門に宛てた手紙には、「夏に瘡(一定の周期で発熱をくりかえす病氣)を患ったが今は元気になり、酒もまた飲めるようになった。一日の憂きは一夜の酒で打ち払っている」と書いています。討入り直前の12月8日に三木孫左衛門・同藤次郎に宛てた暇乞い状では、もう一度この世に生まれて酒を酌み交わしながら礼を言いたいと述べ、

人を集めて食べて、酔って、鉾をかういで麦を踏み、縄をないながら寒窓の月をながめている。陶淵明や李白は酔って鋭気を養うが、自分は酔いからさめて述懐する程度。酔いと酔いの間に雑体(ここでは俳諧のこと)を詠むのが愚かな自分にとっての風雅だ。武士の世界を離れたが、いまだ人の世にいられることをありがたく思う。

俳諧を得意とする風雅な面がうかがえる一方で、酒をひとときも欠かすことができない、大の酒好きといった別の一面もよくあらわれています。

このころの酒の高値を嘆き、さらに自分が人に憎まれないのは酒の徳によるものだとつづっています。

討入り後、岡崎藩水野家へのお預け中は、二汁五采の料理のほか、他の者には煎茶が出されたのに対し、与五郎だけは討入りの際の打ち身の養生として酒が出されていきます。

与五郎にとって酒はまさに「薬」であつたのです。

(赤穂市史編さん担当 小野真一)



神崎与五郎像(大石神社蔵)

すくすく育て！わが家のホープ



元気でたくましい男の子になってね♡

はまだ いつき
濱田 一輝ちゃん 東浜町

平成27年9月8日生まれ

父・健さん 母・菜見子さん



たくさんの笑顔をお願い♡

なかたに はな
中谷 栞七ちゃん 北野中

平成29年9月29日生まれ

父・竜也さん 母・華奈子さん



明るく優しい子になってね😊

ももい かこ
桃井 叶心ちゃん 中広

平成29年6月14日生まれ

父・颯汰さん 母・瑠奈さん

食育レシピ

赤穂の郷土料理 まめじゃ



(料理協力：赤穂市いずみ会)

* 1人分栄養素 * エネルギー 280kcal 塩分 0.6g

■材料(8人分)

- 米・・・・・・・・・・ 4合
- 大豆・・・・・・・・・・ 60g
- 塩・・・・・・・・・・ 小さじ1
- 黒ごま・・・・・・・・ 適宜

■作り方

- ①お米は15分～30分前に洗っておく。
- ②大豆は弱火で気長に軽い焦げ目がつくくらい煎る。少し冷ましてからビンの底などで軽く押すようにして皮を取り、2つ割れの身だけにする。
- ③普通のごはんを炊く水加減にし、塩を入れ全体をよく混ぜて、大豆を加え、そのまま炊き上げる。
- ④盛り付けて黒ごまをふる。

一口メモ

大豆を煎って引き割り、これを塩でご飯と一緒に炊いたもので、「タンバヤ」とも呼ばれていました。これを田んぼに持って行ったり、行事の時に皆で食べる習慣がありました。もち米を1割程度加えると、おこわのような食感になります。

■編集後記■

暑い夏が過ぎ、気が付けば虫の音が響く気持ち良い季節になってきました。

ここぞとばかりに「食欲の秋ですね!」と言いたところですが、それどころじゃないほどの忙しい日々を送っています。

この年齢になって、新しいスキルを身に付けるというミッションを課せられ、七転八倒の毎日・・・錆びついた頭をフル回転させて

いますが・・・(汗)

ただひたすらパソコンと向き合う中、取材で外に出て皆さまの笑顔に出会える時が癒しの時間になっています。

今月は市内各所の秋祭りが順次行われますね!可能な限り、たくさんの秋祭りを取材したいと思っているので、てるてる坊主をいっぱい作って取材に臨みたいと思います。①

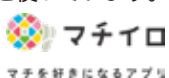
◆表紙の説明◆ 今月の表紙は「有年駅北まちびらきまつり」での一コマです。有年地区がこれからもずっと誇ることのできる故郷(ふるさと)であることを願って、子どもたちや有年を愛する人から、将来の夢や有年のいいところなど、未来につなぐビデオメッセージを撮影しました。撮影したメッセージは、50年後の県政200周年イベントで上映する計画です。(9/23 有年駅)

広報
あこ

- 広報あこは自治会を通じてお届けしています。
- その他、スーパー、コンビニエンスストア、観光案内所(播州赤穂駅)、各地区公民館、市役所にも設置していますのでご利用ください。
- 次回の回覧広報あこは10月25日(木)、広報あこは11月12日(月)の発行予定です。
- 広報あこは再生紙を使っています。

広報あこがスマホで見られます。

https://machihiro.town/lp/hyogo_ako



各コンテンツの視聴に関して

Facebook・YouTube・Aurasma (AR 動画)・マチイロは無料でダウンロード・ご利用できますが、ダウンロードおよび視聴にかかる通信料は自己負担となります。ご利用する端末の契約内容によっては高額となる場合がありますのでご注意ください。